

# 統計作成プロセス部会の審議状況について

(報告)

令和3年6月30日

## 第2回 統計作成プロセス部会 議事概要

1 日 時 令和3年6月10日（木）10:00～12:03

2 場 所 遠隔開催（Web会議）

3 出席者

【委員】

津谷 典子（部会長）、佐藤 香（部会長代理）、川崎 茂、神田 玲子、椿 広計

【臨時委員】

成田 礼子

【専門委員】

篠 恭彦、西 美幸

【審議協力者】

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、  
国土交通省、埼玉県、東京都

【事務局（総務省）】

岩佐大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、重里次長、澤村専門官、大浦室長補佐

統計作成支援室：谷道室長

4 議 題

- （1）点検・評価ガイドラインに基づく取組状況について
- （2）要求事項等検討タスクフォースの審議状況について
- （3）その他

5 概 要

- 点検・評価ガイドラインに基づく各府省の点検・評価の取組状況に係る報告を基に審議した結果、各府省の取組はおおむね順調に進んでいるとの認識を共有するとともに、事務局を中心に各府省一体となって取組の定着・推進や、e-Stat掲載の改善を図っていくこと、また、部会としても今後の取組状況を踏まえつつ必要な支援等を検討していくこととされた。
- 要求事項等検討タスクフォースの審議状況に係る報告を基に審議した結果、これまでの審議の方向性等に特段の異論は示されず、今後の審議に当たって、
  - ・ 「方針」の検討に向け、統計作成プロセス診断については、今後予定されている「診断」の「試行」の結果も踏まえ、まずは基幹統計調査から順次取組を進め、その後範囲を拡大するなどメリハリをつけた現実的な対応としていくこと、
  - ・ 統計作成プロセス診断は、統計作成の実施担当課室を対象として進めつつ、診断事項によっては課室横断的な取組についても対象とすること、
  - ・ 統計作成プロセス診断の取組については、本格実施に向け、点検・評価ガイドラインの取組と一体的に進め、各府省の負担軽減や取組の実効性の確保を図っていくこと、などの方向性が確認された。
- また、この方向性に沿って更に検討を進め、「試行」を実施した上で、要求事項及び方

針について最終的な結論を得るなどの検討スケジュールが確認された。

- 今回示された意見等については、今後の部会・タスクフォースの審議に活かしていくこととされた。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

#### (1) 点検・評価ガイドラインに基づく取組状況について

- 取組は順調に進んでいるものと見うけられ、引き続き取組を進めていただきたい。その上で、e-Statにおける調査計画等の掲載については、統計調査の透明性確保という観点に加え、将来的には、各府省でどのような統計調査を実施しているかの情報等についても整理・提供するなど、ユーザーにとって有用な仕組みとして進化させることを期待したい。  
また、この点検・評価結果は、公的統計の体系的整備を検討する際の過不足・重複等の点検にも活用できるのではないかと。
- 具体的な改善例も報告されていることからみて、有効な取組と評価したい。この点検・評価は、統計作成府省による定期的な自己チェック、内部監査に相当するものであり、現在検討中の統計作成プロセス診断は、第三者による認証審査に相当するものと考えられる。認証審査において内部監査結果を活用しているように、同診断においても、点検・評価結果を基礎資料として活用することが妥当ではないか。そのためにも、この取組が形骸化せず順調に進むよう期待したい。
- 各府省の負担感も危惧していたが、資料1の具体的な改善例からみて、順調に取組が進められていると評価したい。府省や統計調査によって取組の進捗にバラツキが生じていることも想定されるため、実施方法も含めて好事例などを共有して取組全体の底上げを図ると良いのではないかと。また、各府省が取組を進める上での課題も意見として吸い上げ、PDCAの取組の改善につながれると良いのではないかと。さらに、e-Statへの調査計画等の一元的な掲載について、計画から結果までが一箇所に集約されていることが重要であり、掲載の充実を進めてほしい。
- 大変有意義な取組と評価したい。今後、順調な取組だけではなく、課題も明らかにすることで、より一層の進展が望めると思われる。
- e-Statの掲載に当たっては、統計調査ごとの点検・評価結果に加え、取組全体の進捗状況や課題等を取りまとめた資料も掲載されると分かりやすいのではないかと。また、統計調査ごとの点検・評価結果の一覧性があると良いのではないかと。その意味でも、e-Statトップメニューに「点検・評価」について、何らかの形で表示できるよう工夫してほしい。
- PDCAサイクルの中で、CAPDにおけるCの有効性は、次のAにつながったか否かで判断されるが、具体的改善が自律的に行われていることからみて、有効な取組であると評価できる。他方、公益性の高い公的統計においては、改善活動が水平展開あるいは標準化されて統計全体の改善につながることを望ましく、そのためにも、各府省間での情報共有が重要である。
- 点検・評価を受けた見直し・改善にも関わるが、各府省において統計作成に係る業務マニュアルは、どの程度整備されているのか。また、この点検・評価は、統一的な

チェック項目に基づいて実施されているのか。さらに、第三者監査は、この点検・評価結果を基に実施するものと理解してよいか。

→ 旧点検検証部会における審議では、基幹統計調査の全て、一般統計調査の約9割で何らかの業務マニュアルが整備されていることが把握された。また、点検・評価ガイドラインでは、標準的なチェックリスト様式を定めており、基本的に当該チェックリストに基づいて点検・評価が行われている。第三者監査における点検・評価結果の活用については、PDCAサイクルの確立という観点では目的を一にしておき、御指摘のような方向で考えている。

- 点検・評価の取組は、公的統計への信頼回復を図るための重要なミッションであり、まずは取組の定着を図るとともにその情報をユーザーに還元していくことが必要である。各府省においては、本日の部会における御意見なども踏まえ取組の定着や更なる推進、改善を図っていただくよう改めてお願いしたい。本部会としても各府省の取組状況について今後も報告を受け、必要な支援等を検討していきたい。

## (2) 要求事項等検討タスクフォースの審議状況について

- タスクフォースにおける検討の方向性・考え方等に異論はない。「試行」段階では、既存の業務マニュアルと標準マニュアル（案）の内容との間に隔たりがある状況も想定されるが、各府省において、まずは標準マニュアルを踏まえて基幹統計調査の業務マニュアルの内容を検討する過程において、人材育成や統計の品質の安定が図れるという効果もあるのではないかと考える。
- これまでの検討結果に異論はないが、本格実施に向けて「プロセス診断」をどういう体制で実施するかなど、もう少し具体的なイメージがあった方が良いのではないかと考える。具体的には、統計監理官や各府省内における統計幹事等の役割などを明確にしていくなかで、課室横断的な要求事項への対応の在り方も明確化するのではないかと考える。また、統計監理官として、どのような人材が求められるのか、求められる人材を計画的に育成・確保するための議論を進めるべきではないかと考える。

なお、ポジティブな取組という趣旨で「診断」とすることに異論はないが、取組の目的は、各府省の統計作成プロセスを診断し、その品質を保証することであり、「診断」があくまで助言に過ぎないなどと誤解されないようにすべきと考える。

- 資料2にあるタスクフォースで審議された要求事項（案）の検討資料は、上場企業の内部統制制度における全社統制のチェックリストと類似している。全社統制は42のチェック項目があるが、要求事項（案）の項目数はそれ以上あると思われる。「診断」の本格実施までには時間を要するのではないかと考える。上場企業の内部統制制度を導入する際には、試行も含めて2、3年の準備が必要だったことを踏まえると、「診断」は、当面、基幹統計調査から始めるのが現実的と思われる。また、診断の「単位」については、公表される個々の統計単位が良いのではないかと考える。
- 点検・評価の取組と第三者監査の取組はできるだけ一体化した方が良いと考える。また、点検・評価の取組は内部監査に相当し、その結果を第三者監査でみるというスキームが分かりやすい。統計監理官に求められるスキルや体制については、試行の段階から検討していく必要があるのではないかと考える。また、各府省の担当者に、統計作成プ

ロセス診断の全体像や要求事項を正しく理解してもらうことも重要なポイントであり、それらを、研修などを通じ定期的に周知していく仕組みも必要ではないか。さらに、統計作成プロセス診断の基本的な流れは、まずは各府省において、自己点検を行って改善方策を検討し、統計幹事への報告や必要な指示を受けた状態に対して、外部からの「診断」も行い、必要な助言、支援を行っていくというものと考えている。今後、そういった基本的な流れも整理していく必要があるのではないか。

- タスクフォースでは、個々の統計作成プロセスの要求事項（案）を議論しているため、「木を見て森を見ず」になることを危惧していたが、全体としてみるとバランスよく検討できたのではないか。一方、現時点では、マクロの視点からの検討に十分な時間が割けない中で要求事項（案）を整理した状況であり、それをどう運用していくか更なる検討が必要である。また、各府省にやる気を持って取り組んでもらうことが大事であり、取組の背景にある危機意識の共有とともに、国民サービスの向上という共通目標に向け取り組んでもらうよう訴求するメッセージが重要と考える。
- 点検・評価の取組や統計作成プロセス診断を含めたP D C Aサイクルの確立による統計の品質確保の全体像が明確化されると良いのではないか。点検・評価と「診断」の関係は、点検・評価を内部監査のような位置付けとし、それも含めて外部から「診断」を行っていくというイメージではないか。また、「診断」の範囲については、重要な統計である基幹統計調査から実施することが現実的であり、基幹統計調査の場合、ある程度手順書等も作成されているため、「診断」では、その適切な実施と記録の保管状況に係る確認に重点が置かれると思われる。他方、一般統計調査の中には、手順書等の整備が不十分なものもあると想定され、どのような点に留意して業務を進めれば良いのか情報を共有し、質の向上にも資する観点から、代表的な一般統計調査も「診断」候補に入れるとよいのではないか。
- 現在、様々な取組が平行で行われており、例えば業務マニュアルの整備は「診断」とも密接に関連する。また、統計監理官のスキルや体制、役割もI S Oの仕組みなども参考にして今後検討すべき課題である。「診断」という名称については、ポジティブな取組との趣旨を踏まえたものであるが、要求事項との適合、不適合は明確に示し、不適合という状態にあることをきちっと指摘していくことになるものと考えている。要求事項の項目は広範に設定しているものの、個々の統計調査によって該当しないプロセスもあると考えられ、今後の「試行」の結果も踏まえ、項目の整理も検討して参りたい。また、内部統制制度におけるチェックの仕方等についても参考にさせていただきたい。各府省の事務負担も考慮すると点検・評価と統計作成プロセス診断との関係整理は重要であり、取組が著しく重複することは避けるべきと考えている。  
様々な御意見を頂戴したが、タスクフォースのミッションとする部分、部会で御検討いただく部分、場合によっては統計委員会や各府省の統計幹事で考えていただく部分もあると思われる。タスクフォースとしては、マネジメントに関する要求事項も含め検討しているが、部会の方針と整合する形で整理していきたい。
- タスクフォースと部会、さらには統計委員会ともコミュニケーションを密にして、インタラクティブに様々な意見を交換し、最終的に、P D C Aサイクルの確立に係る全体像を整理できればと考えている。

本日は様々な御意見や御指摘をいただいたが、タスクフォースにおける要求事項等の検討が、第1回部会の審議結果も踏まえて進められていることを確認し、タスクフォースの審議の方向性等については、特段の異論は認められなかったものと整理したい。

その上で、今後の「方針」の検討に向け、統計作成プロセス診断については、「試行」の結果も踏まえ、まずは基幹統計調査から順次取組を進め、その後範囲を拡大するなど、メリハリをつけた現実的な対応をしていくことを確認した。それとともに、統計作成の実施担当課室を対象として統計作成プロセス診断を進めつつ、事項によっては課室横断的な取組も対象とし、診断の本格実施に向け、点検・評価ガイドラインの取組と一体的に進めることで、各府省の負担軽減や取組の実効性の確保を図っていくこととした。更に検討を進め、「試行」を実施した上で、要求事項及び方針について最終的な結論を得るなど検討スケジュールについて認識の共有が図られたと整理させていただく。

### (3) その他

- 今回の審議の概要は、6月30日開催予定の第165回統計委員会において報告すること、使用する資料等の詳細については部会長に一任された。

また、次回の部会は、タスクフォースにおける審議状況も勘案して、改めて調整することとされた。

(以上)

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>

# 点検・評価ガイドラインに基づく取組状況について

---

令和3年6月10日  
統計委員会担当室 統計作成プロセス部会事務局

# I 点検・評価ガイドライン策定の背景

「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について」（令和元年9月30日統計委員会建議。以下「再発防止策」という。）（抄）

## I 統計作成プロセスの適正化

### 1. PDCAサイクルによるガバナンスの確立

#### （改善策）

- ・ 各府省において、調査実施後（又は定期的）に統計幹事の下で、調査計画の履行状況、回収率等の調査精度に関する事項、利活用状況等について点検・評価を行うことをルール化する。
- ・ 点検・評価を踏まえ、必要に応じて、業務マニュアルの修正、調査計画の改定、利活用が低調な調査の中止や調査事項の削減等の措置を講ずる。
- ・ 点検・評価結果は、総務省に提出するとともに、各府省のホームページで公表する。
- ・ 点検・評価に当たっては、調査計画の履行状況等をチェックリストにより簡易に確認し、課題が発見されたものについて重点的な検証を行うなど、業務負担が大きくなるよう留意する。

### 3. 統計の仕様・品質に関する情報開示（「見える化」）等による外部検証可能性の確保

#### （改善策）

#### ＜統計作成プロセスの透明化＞

- ・ ブラックボックス化しやすい標本抽出や復元推計の方法、事後検証にも必要となる目標精度・回収率等（母集団及び標本の規模に関する情報を含む。）の情報について、調査計画に参考情報として記載することとした上で、全ての統計の調査計画を一元的に閲覧可能な形でインターネット上に掲載する。その際、上記 I「1. PDCAサイクルによるガバナンスの確立」により公表される調査実施後の点検・評価の結果情報とリンクさせるなど、調査実施状況と併せて閲覧できるようにする。

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和元2年6月2日閣議決定）別表（抄）

- 調査実施後において、各府省の幹事の下、回収率等の結果精度に関する事項を含めた調査計画の履行状況、調査結果の利活用状況等の観点から事後検証を行い、その結果を次回以降の調査計画の見直し等に反映する仕組みをルール化し、調査を不断に改善する。【関係府省、総務省。令和2年度（2020年度）から実施する】

⇒Ⅱ（スライド3）、Ⅲ（スライド4）

- （略）その（＝作成過程の更なる透明化の）一環として、統計調査の計画を一元的に閲覧できるようホームページに掲載するとともに、事後検証の結果についても併せてホームページ上で閲覧できるようにする。【関係府省、総務省。調査計画及び事後検証結果のホームページ掲載については、令和2年度（2020年度）から実施する】

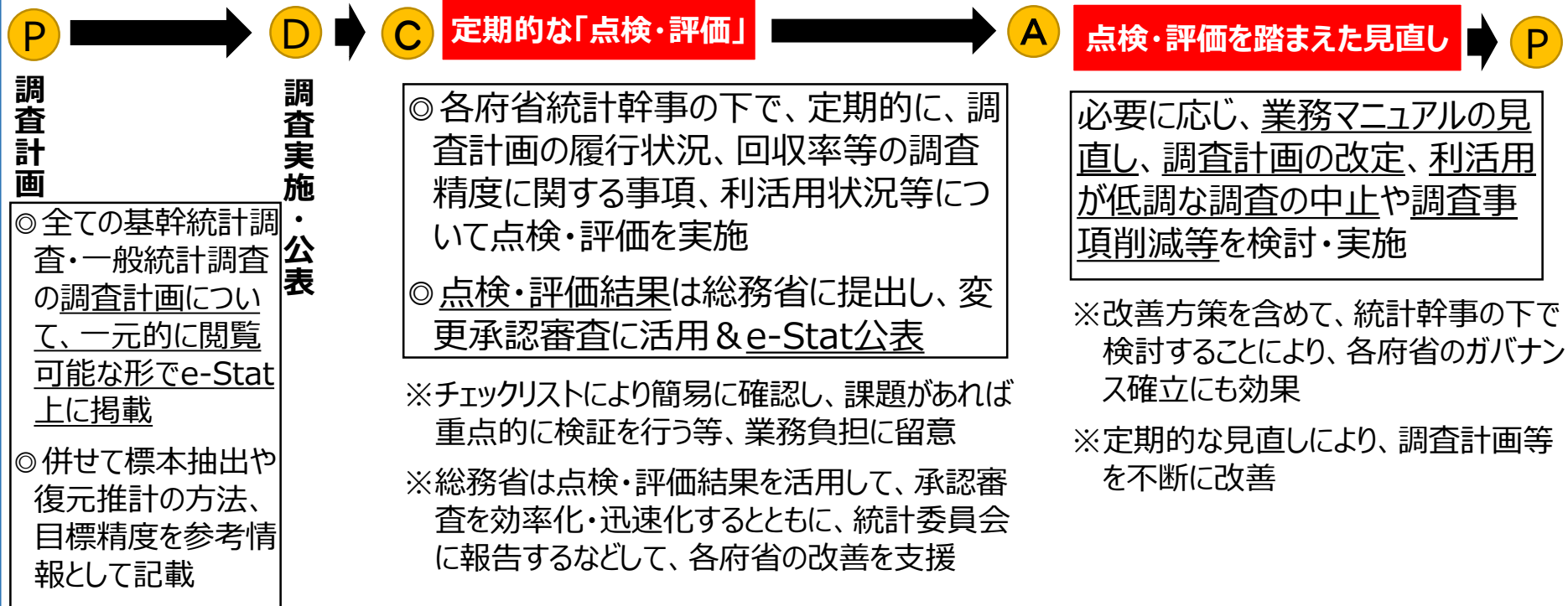
⇒Ⅳ（スライド5、6）



# 参考【PDCAサイクルの確立に向けた「点検・評価」】

- PDCAサイクル確立については、各府省における主体的な取組が不可欠である一方、政府全体としての統計に関するガバナンスの改善や統計作成プロセスの透明性確保を図るため、一定の統一性・品質の確保が必要
- このため、主要府省の実務者によるワーキンググループにおける検討を踏まえ、各府省における取組の指針となる点検・評価ガイドラインを策定（令和2年7月30日統計行政推進会議申合せ）

## 【再発防止策を踏まえたPDCAサイクルの確立イメージ】



## Ⅱ 点検・評価の計画的な実施

- 令和2年10月の点検・評価ガイドラインの施行を受け、各府省は点検・評価実施計画を策定し、取組を開始
- 令和3年度末までに約140調査の点検・評価を実施予定

府省等名	点検・評価実施対象となる調査数		令和3年度末までに点検・評価実施予定の調査数			
		基幹統計調査	一般統計調査		基幹統計調査	一般統計調査
人事院	4		4	－		(実施時期検討中)
内閣府	19		19	13		13
総務省	24	15	9	14	8	6
財務省	7	2	5	2	1	1
文部科学省	22	4	18	10	3	7
厚生労働省	76	7	69	20	6	14
農林水産省	40	7	33	36	6	30
経済産業省	28	9	19	14	5	9
国土交通省	63	9	54	36	6	30
環境省	6		6	2		2
小計	289	53	236	147	35	112
うち共管調査	8	3	5	5	2	3
合計	281	50	231	142	33	109

(注) 各府省等の点検・評価実施計画(令和3年3月時点)に基づき作成(点検・評価実施計画の随時見直しにより点検・評価実施調査数は今後変更があり得る。)

# Ⅲ 点検・評価結果に基づく具体的な改善例

## 1 調査計画の履行状況等の観点からの点検・検証を端緒に改善を実施・検討している例

- 利活用状況を踏まえ、集計事項の一部を調査計画から削除
- 公表に当たっての秘匿箇所があまりにも多く利活用が期待できないことが判明した統計表を、調査計画から削除
- 母集団リストを整備する際に確認漏れが生じていたことにより追加調査となり公表を延期したことを受け、母集団リストの整備の際に作業ミスが生じていないかを確認する手順をマニュアルに追記

## 2 利活用状況や回収率等の観点からの点検・検証を端緒に改善を実施・検討している例

- 行政ニーズ（政策担当部局の要望）に対応するため、調査事項の追加・細分化を行う一方で、ニーズの乏しい調査事項を削除・簡素化
- 報告者の利便向上を図るため、調査方法（調査員調査、電話調査）の追加等を実施。報告者負担の軽減や誤記入防止の観点から調査票を変更
- 正確な調査結果を早く公表する等の観点から、調査周期を変更するとともに、確報値公表時期の前倒しを検討。
- 報告者にとって見やすい調査用品とすることや報告者から要望がある電子調査票（Excel）のバージョン変更を検討

- ※ 1 令和2年10月の運用開始から令和3年3月末までに提出された点検・評価結果に基づいて作成。  
2 調査計画の変更を申請中あるいは検討中の調査を含む。

# IV 調査計画や点検評価結果のe-Statへの一元的掲載

令和3年1月から運用開始

## ① e-Statトップメニュー

e-Stat 統計で見る日本  
政府統計の総合窓口

統計データを探す 統計データの活用 統計データの高度利用 統計関連情報 リンク集

統計データを探す (政府統計の調査結果を探します)

すべて 分野 組織

統計データを活用する

グラフ 時系列表 地図 地域

統計分類・調査計画等

## ② 統計調査計画一覧

(点検・評価結果と切り替え可)

データ種別

- 統計調査計画 119件
- 点検・評価結果 23件

組織で絞込み

統計の種類で絞込み

政府統計名で絞込み

政府統計名50音で絞込み

調査単位で絞込み

選定の方法で絞込み

調査方法で絞込み

使用する統計基準で絞込み

### 統計調査計画一覧

政府統計コード	政府統計名	統計調査計画名	承認年月日
00100005	特定非営利活動法人に関する実態調査	特定非営利活動法人に関する実態調査	2020-12-04
00100105	青少年のインターネット利用環境実態調査	青少年のインターネット利用環境実態調査	2020-08-17
00100106	高齢者の生活と意識に関する国際比較調査	高齢者の生活と意識に関する国際比較調査	2020-10-20
00100108	高齢者の経済・生活環境に関する調査	高齢者の経済・生活環境に関する調査	2016-03-30
00100201	男女間における暴力に関する調査	男女間における暴力に関する調査	2021-08-19
00100401	機械受注統計調査	機械受注統計調査	2020-05-25
00100404	法人企業景気予測調査	法人企業景気予測調査	2018-08-08

調査の概要、調査計画、点検・評価結果を一元的に掲載

## ③ 個別表示画面

トップページ / 統計調査計画一覧 / 科学技術研究調査

### 科学技術研究調査

初回掲載年月:2021-01

政府統計名	科学技術研究調査
政府統計コード	00200543
調査の概要	科学技術研究調査は、我が国における科学技術に関する研究活動の状態を調査し、科学技術振興に必要な基礎資料を得ることを目的として、毎年実施しております。調査結果は、科学技術基本計画における政策目標の設定や国民経済計算の推計、科学技術白書や男女共同参画白書などの白書の分析に利用されています。科学技術研究調査では、研究費や研究者数などの結果を、企業、非営利団体・公的機関、大学等の研究主体別に提供しています。
利用機関	総務省
統計の種類	基幹統計

### 調査計画



科学技術研究調査 (平成29年3月承認) 2021-01

履歴を表示

最新の調査計画をダウンロードできます。以前の調査計画は右端の「履歴を表示」から確認してください。

調査単位	企業 法人・団体 その他
選定の方法	全数 無作為抽出 無作為抽出 (全数層あり)
調査方法	郵送調査 オンライン調査
使用する統計基準	日本標準産業分類
調査周期	1年
承認年月日	2017-03-30
適用年月日	2017-03-30

ダウンロードファイルの詳細は次ページ④

ダウンロードファイルの詳細は次ページ⑤

### 点検・評価結果



科学技術研究調査 点検評価結果 掲載年月:2021-04

# Ⅳ 調査計画や点検評価結果のe-Statへの一元的掲載

## ④ 調査計画

### 調査計画

1 調査の名称  
科学技術研究調査

2 調査の目的  
本調査は、我が国における科学技術に関する研究費や研究者数等の研究活動の実態を調査し、科学技術振興に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲  
(1) 地域的範囲  
全国

(2) 属性的範囲  
【調査票甲（企業A）】  
日本標準産業分類に掲げる次の産業を主たる事業とする資本金又は出資金が1億円以上の会社法（平成17年法律第86号。以下同じ。）に規定する会社。

- ・「大分類A－農業，林業」
- ・「大分類B－漁業」
- ・「大分類C－鉱業，採石業，砂利採取業」
- ・「大分類D－建設業」

1. 推計方法について  
企業については、調査層ごとの抽出率と有効回収率を基に推計乗率を設定した。（事業所母集団データベース及び過去の調査結果を基に作成した母集団名簿を用いて、資本金階級、産業分類、前年の研究実績を層として抽出）  
非営利団体・公的機関及び大学等については、回答の単純積算であり、推計は加えていない。

2. 目標精度について  
企業については、研究費総額の目標精度（標本誤差率）を0.01と設定し、調査対象企業数を求めている。

## ⑤ 点検・評価結果

点検・評価項目	点検・評価事項等 整合／不整合 (選択記入)	調査計画との整合性		対応方法 (選択記入)
		「整合／不整合」欄が「不整合あり」の場合、 その概要等 (選択・自由記入)	「整合／不整合」欄が「整合」の場合、 その概要等 (選択・自由記入)	
1 調査の目的	整合	結果の利活用実態 (特記事項)	その他 ( )	
2 調査対象の範囲※	整合	調査対象地域 その他 ( ) (特記事項)	調査対象産業	
3 報告を求める個人又は法人 その他の団体 (報告者) の数等※	整合	母集団情報 全数層・抽出層の設定 その他 ( ) (特記事項)	抽出方法・抽出基準 対象数の算定	
4 報告を求める事項及びその 基準となる期日又は期間※	整合	調査票 (特記事項)	調査事項 その他 ( )	
5 報告を求めらるるために用いる 方法※	整合	調査方法 民間委託の範囲 (特記事項)	調査系統・組織 その他 ( )	
6 報告を求めらるる期間※	整合	調査実施期間 (始期・終期) 調査の周期 (特記事項)	調査票の提出期限 その他 ( )	
7 集計事項※	整合	集計 集計方法 (特記事項)	集公表 その他 ( )	
8 調査結果の公表の方法及び 期日※	整合	公表実施時期 e-statの掲載 その他 ( ) (特記事項)	公表媒体 閲覧表	
9 使用する統計基準	整合	独自基準の採用 その他 ( ) (特記事項)	独自基準の説明	
10 調査票情報の保存期間及び 保存責任者	整合	保存期間 保存方法 (特記事項)	保存責任者 その他 ( )	
11 立入検査 (選択統計調査のみ)	整合	立入検査対象事項 (特記事項)	その他 ( )	
12 不整合は生じていないもの。 改善を検討 (予定) している事項		検討 (予定) している事項の有無 (選択記入)	検討 (予定) している事項の概要 (自由記入)	対応方法 (選択記入)
		なし		

必要 精度 の 確保 ・ 向上 の 観点	1 調査の実施目的を確保するための 精度管理の実施状況	目安としている指標の設定状況		調
		精度管理の目安として いる指標区分 ※該当するものを選択 (複数選択可)	目安としている指標の 具体的な設定内容・考 え方等 (自由記入。別紙も可)	
	<input type="radio"/> 達成精度 (実績精度) <input type="radio"/> 回収率・回答率 回収標本数 カバレッジ その他 設定なし	企業については、研究費総額の目標精度（標本誤差率）を0.01と設定し、調査対象企業数を求めている。 なお、非営利団体・公的機関及び大学等については、全数調査としている。	平成24年	

●復元推計の方法、目標精度等の参考情報も掲載



## V 取組状況を踏まえた当面の対応（案）

- ◎ P D C Aサイクルの確立に向け、点検・評価ガイドラインに基づく取組は、おおむね順調に始動したものの、緒に就いたばかりの状況であり、まずは取組の定着が重要



当面の対応として、

- ・ **各府省における取組状況の定期的な情報共有や取組に関する照会対応等を通じて、本取組の定着を支援**
- ・ **この情報共有や照会対応等を通じて把握した運用上の課題の改善等を通じ、今後、取組の充実を推進**
- ・ **各府省の協力も得て調査計画等のe-Stat掲載を引き続き推進するとともに、利用者の声も聴きながらその改善を検討**

資料5-4 参考2

(第2回統計作成プロセス部会資料2)

# これまでのタスクフォースの審議状況について

令和3年6月10日

統計委員会 統計作成プロセス部会

要求事項等検討タスクフォース座長 椿 広計

# I 本タスクフォースのミッション

## 【対応の背景事情】

- 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和2年6月2日閣議決定）において、「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」（令和元年12月24日 統計改革推進会議統計行政新生部会）を踏まえ、関係府省が、統計作成プロセスの水準を段階的に向上していくため、「第三者監査」の導入が求められているところ

- (4) 品質確保に向けた取組の強化
  - ア P D C Aサイクルの確立等

- **統計委員会が取りまとめる要求事項及び方針に基づき、総務省から派遣された統計監理官が行う第三者監査※も活用し、統計作成プロセスの水準を段階的に向上させる【関係府省、総務省・令和3年度（2021年度）から実施】**

※ 第三者監査とは、統計委員会が取りまとめる要求事項（品質の高い統計を作成するために行う必要がある事項。以下同じ。）及び方針に基づき、総務省から派遣された統計監理官等が行う取組をいう。統計の作成府省は、第三者監査に対応するとともに、その結果を活用して、統計作成プロセスの水準を段階的に向上させる。

発展的に改組された「統計作成プロセス部会」において、統計委員会における新たなミッションである「統計作成プロセス監査（第三者監査）」の導入に向けた、「要求事項」及び「方針」の検討を開始

## 【第1回統計作成プロセス部会（2020年11月5日）】【参考1】

- ◆ 部会の下に「要求事項等検討タスクフォース」を設置して、掘り下げた検討を進めること
- ◆ 「要求事項」の検討を先行し、「方針」についても「要求事項」との関連性を意識しつつ検討を進めること
- ◆ 試行的な取組を踏まえながら、最終的な取りまとめを進めること

などを決定。また、タスクフォースの審議状況も勘案しながら、審議結果を部会に報告することとされた



# [参考 1] 第1回部会における御意見等

## 【私（椿）からのプレゼン概要】

- ◆ 今般のミッションは、国際機関等における先行事例や、ISO 20252規格を基に策定された日本品質管理学会規格を踏まえた「公的統計の品質保証に関するガイドライン」の策定・充実といったこれまでの取組の延長線上にあり、ゼロからの出発ではない
- ◆ 外部からの監査には限界もあることから、自己点検の取組が重要であり、改善の源泉となる
- ◆ 現実にできないことを要求事項、特に「必須事項」とするべきではない など

## 【部会所属委員等からの御意見】

- ◆ 調査担当府省にも一緒になって主体的に考えてもらい、統一した基準を示していくことが本部会のミッション
- ◆ 各調査実施者、特に「現場」の負担感を抑制しつつ、各府省が自発的に取り組む意識を持ってもらう環境をいかに作るかということが大事
- ◆ 統計調査の効率化や引き継ぎに役立つなど、現場にとってもメリットが大きいということを訴求していくことが重要
- ◆ シンプルで現場にも分かりやすい要求事項を定めることが本取組の成功に繋がる
- ◆ 要求事項という最低限の要件をクリアするだけでなく、利用者に「なるほど」と思ってもらえるようなプラスアルファの品質向上につながる事項や新しい気付きの点を加味することも重要
- ◆ サポートデスクのような仕組みも検討の余地 など

※ 参考情報として、「内部統制報告制度の概要」についても情報共有

## Ⅱ タスクフォース審議に当たっての基本的認識・考え方

第1回統計作成プロセス部会の審議結果も踏まえた

### 「タスクフォース運営に当たっての基本方針」の取りまとめ

※ 第1回会合（2020.11.26）、第2回会合（2021.1.14）、第3回会合（2021.2.18）

### <「基本方針」における「審議に当たっての基本的認識・考え方」（ポイント）>

- 今般のミッションは、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」を始め、統計作成プロセスの水準の段階的な向上を通じ、公的統計の品質確保を目指す**これまでの取組の延長線上**にあるもの【参考2】
- 「第三者監査」は、公的統計に関する作成プロセスの現状を評価し、品質について信頼を与える活動。現状を客観的にチェックした上で、**より良い改善の在り方を共に検討する（ポジティブな）取組**であり、「統計作成プロセス診断」とも位置付けられるもの  
※ **第三者が、誤り等を指摘して修正させる、といった（ネガティブ）イメージではない**
- 統計作成プロセスの改善は、統計作成者が自らの気づきにより主体的に取り組むことが「第一義」であり、統計監理官の活動は、これを客観的立場から助言、支援、促進するもの
- 今般の取組に当たっては、統計委員会の再発防止建議における「品質はプロセスで作り込む」との基本的な視点を踏まえて別途進められている、**統計作成の各段階の標準的な業務フロー、それぞれの留意事項等を体系的に示す「標準的な業務マニュアル」に関する取組との整合性にも留意**【参考3】

## [参考2]

## I 公的統計の品質確保に向けたこれまでの取組について

国際機関等における先行事例やISO 20252規格を基に策定された日本品質管理学会規格を踏まえ、公的統計の品質保証に関するガイドライン（品質保証ガイドライン）を策定・充実し、統計作成プロセスに関連する各種ガイドライン等も活用して、統計作成プロセスの標準化、改善を始め、品質確保に向けた取組を推進。

⇒今般の新たなミッションもこの延長線上の取組

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月閣議決定。第Ⅰ期基本計画）に基づく取組

取組の充実

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月閣議決定。第Ⅱ期基本計画）に基づく取組

取組の展開

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和2年6月閣議決定。第Ⅲ期基本計画）に基づく今般のミッション

○ 第Ⅰ期基本計画においては、IMFデータ品質評価フレームワーク（DQAF）等を基に、統計の品質表示を含めた統計の品質に関する自己評価のためのガイドライン策定がミッション

○ 利用者ニーズに対応した公的統計の作成・提供、その品質の表示・評価（**プロダクト評価**）・改善を通じた、有用性及び信頼性の確保向上を目指す「**品質保証活動**」（Quality Assurance）を推進するため、**公的統計の品質保証に関するガイドライン（品質保証ガイドライン）**を策定し、平成23年4月から本格運用を開始

○ 第Ⅱ期基本計画においては、国際的な動向や関連学会における研究結果等を踏まえ、公的統計へのプロセス保証を、品質保証ガイドラインに導入する方向での見直しがミッション

○ 日本品質管理学会規格「公的統計調査のプロセス-指針と要求事項」を踏まえて、品質保証ガイドラインに、「**統計調査の実施過程の質評価**」（プロセス評価）に関する取組（自己評価）※を追加し、平成28年4月から本格運用を開始

※ 「自己評価」を前提とする取組であることに留意が必要（椿）

### 目的・位置付け等

- 標準マニュアルは、各府省における統計調査ごとのマニュアル整備、当該マニュアルに沿った取組の実施を通じた、統計作成プロセスの標準化及び業務の質の底上げを図る際の指針として策定  
（また、標準マニュアルに沿った業務の洗い出し、統計調査ごとのマニュアルの整備により、政府全体としての統計作成プロセスの標準化及び業務の質の底上げを実現）
- このため、標準マニュアルは、標準的な統計作成のフローを示しつつ、企画、実査、審査・集計、分析・公表、保存・提供及び評価といった統計作成プロセスの各段階において求められる業務を明らかにし、既存の各種ガイドライン等の内容を実務の流れに沿って整理する（整備の過程において、新たな内容の再整理、追加等も想定）ことで、各府省において策定される統計調査ごとのマニュアルに記載すべき内容や各種ドキュメントを明らかにする

### 検討の留意点（次ページも参照）

- 標準マニュアルは、統計調査の承認申請に係る「承認申請等事務マニュアル」、事後検証に係る「点検・評価ガイドライン」及び統計委員会による「要求事項」に対応したものとするとともに、既存の各種ガイドライン等にも対応
- これに掲げられた事項に沿って対応することにより、要求事項の内容を踏まえて行われる第三者監査（統計作成プロセス診断）にも対応できるものとして整備

### 参考：標準マニュアル策定の背景（令和元年9月 統計委員会建議）

今回の書面調査では、全ての基幹統計で業務マニュアルが作成されているとの回答が得られたが、一般統計においては約1割の調査で作成されていなかった。業務マニュアルは、人事異動等がある中で、多くの者が関与して実施される調査の品質を安定的に確保するとともに、PDCAサイクルによる業務改善を進める際の要となるものでもあることから、一般統計も含め、業務マニュアルの整備と、その内容の継続的な確認・見直しが必要である

（改善策）

- ・調査の対象者や規模、調査事項、調査方法等が統計ごとに異なることも踏まえつつ、標準的な業務マニュアルを作成することは有益である。このため、平成28年12月に発覚した繊維流通統計調査の不適切事案を受けた再発防止策として、経済産業省が作成した省内向けの標準マニュアルを参考に、総務省において、記載すべき標準的な事項を示した標準マニュアルを作成・提供することで、各府省における、一般統計も含めた業務マニュアルの整備を進める。その際、統計作成に経験年数の少ない職員が携わっているケースが多いことを踏まえ、チェックリスト方式の活用を積極的に検討するものとする。
- ・作成した業務マニュアルについては、調査方法の変更等の事由がない場合でも、見直しの必要性の有無を含め、定期的な確認を行う。

**※ 各府省における統計ごとの業務マニュアルの作成・定期的な確認に当たって活用するものとして、各府省WGの議論も踏まえつつ、整理中**



### Ⅲ タスクフォースにおける審議の進め方

#### < 「基本方針」における「具体的な審議の進め方」(ポイント) >

- 「方針」については、ISO20252規格の認証スキームの要素等を参考としつつ、統計監理官の活動に関する指針も含めて検討。チェックの仕方等相互の関連性を意識しつつ、**当面、「要求事項」の検討を先行的に実施**
- 「要求事項」の審議に当たっては、本基本方針を踏まえ、事務局において、**日本品質管理学会規格や、公的統計の品質保証に関するガイドライン等の内容を、企画、実査などの統計プロセスごとに整理した「たたき台」に基づいて集中的・効率的に検討**【参考4～6】

#### < 現状 >

- ◆ 「標準マニュアル」における標準的な統計作成プロセスの整理に向けた検討も踏まえ、「企画」～「実査」～「審査・集計」～「公表・提供」～「評価」～「管理（マネジメント）」という一連の統計プロセスごとの「要求事項（案）」の第1Rの審議を一通り終えたところ【第2回会合（1/14）～第6回会合（5/26）】

- その際、これまでの基準・視点等は、自己評価による改善を前提とするものであることから、**第三者によるチェックに対応する、よりシンプル、客観的なものとなるよう、また、「重要性」に応じ、Shall（「必須」）とShould（「推奨」）の違いにも留意して区分した上で、各府省の現状も見据えた実効的な、かつ、段階的な水準の向上を意識したものとなるよう志向**【参考6】
- また、統計作成プロセスの自己評価や第三者によるチェックに当たっては、記録・ドキュメント類の確認が重要と考えられるところ、「標準的な業務マニュアル」の検討状況に関する情報共有も図りつつ、各府省の負担にも留意した現実的な記録範囲等を検討

# IV 「要求事項（案）」の基本的なイメージ・コンセプト等

## <第3回タスクフォース会合における整理>

第3回TF資料1(抜粋)

- **要求事項は、この各プロセス（工程）の現状を統計作成者自ら、また、統計作成プロセス診断時に第三者である統計監理官が確認する際の「統計の品質確保に向けた基本的な基準・手順・視点」であり、「改善の在り方を検討する際の端緒」**
- **診断に当たっては、調査実施者の懸念・負担感の抑制の観点から、標準マニュアルに基づく「作成・整理・保管するドキュメント・成果物（→既存の資料の活用等各府省の負担にも留意した現実的なもの）」や「業務内容」等を具体的な確認資料・判断材料として活用**

## <要求事項（案）作成に当たっての基本的なコンセプト> [参考6]

- **各プロセス（工程）を正確かつ効率的に実施するためなどに必要な、**

**手順が定められているか**

**その手順に基づいて実施されているか**

**実施した結果や成果物が記録又は報告されているか**

シンプル、客観的な「当たり前品質」の適合の現状を確認し、利用者等の信頼を確保

という、統計作成府省によるプロセスの管理や、その仕組み自体をまずは「必須」の要求事項として設定。

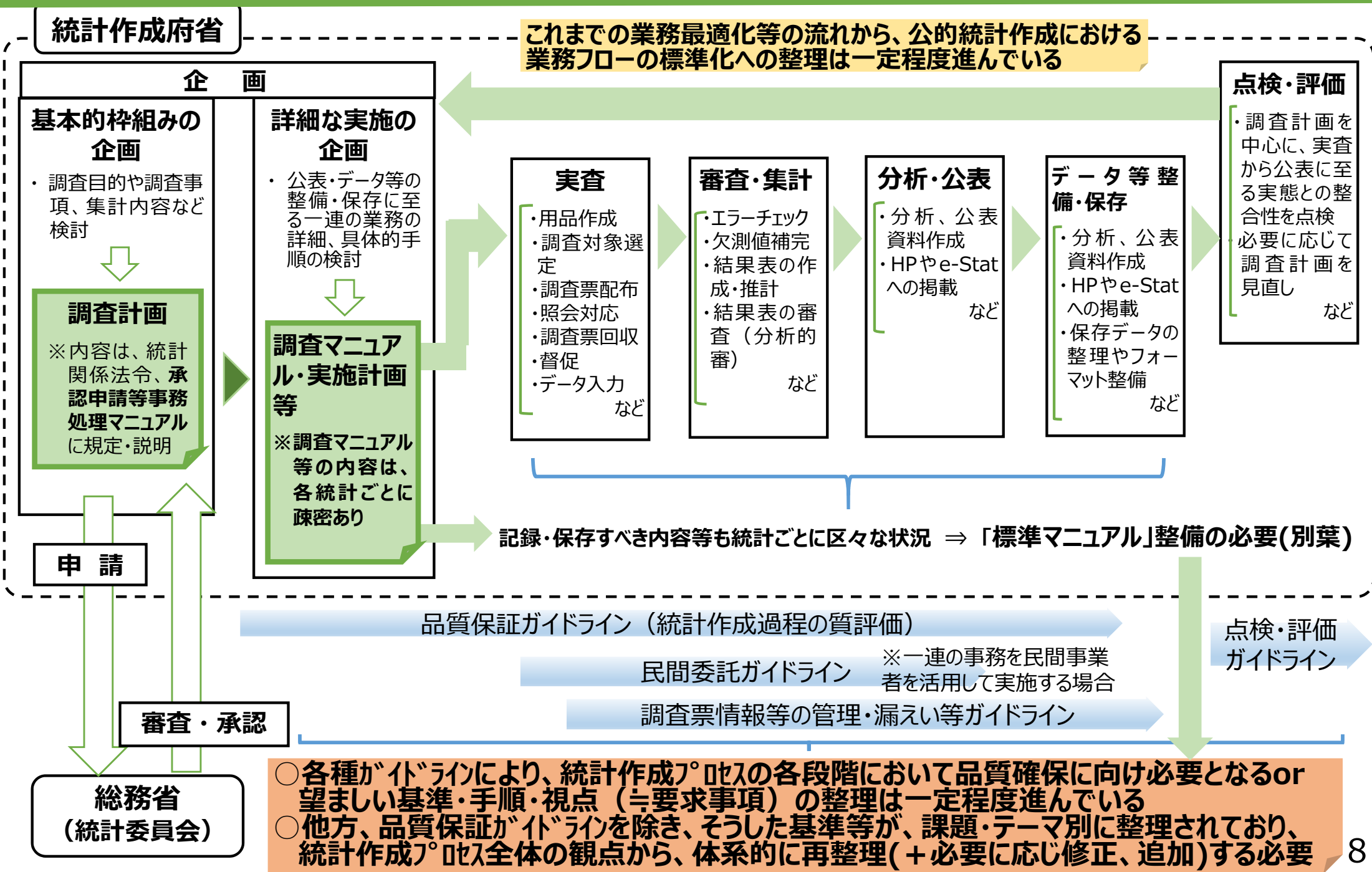
また、手順等の具体的な内容、レベル感などを「推奨」の要求事項として設定し、「診断」の際の段階的な水準の向上に向けた助言、支援等に活用

- **また、業務を委任・委託して実施する機会が多いという実態を踏まえ、「委任・委託先となる地方支分部局、地方公共団体及び民間事業者」を「実施機関」と定義した上で、上記の統計作成府省に対する要求事項を受け、統計作成府省が、仕様書等において、「実施機関」に求めることとなるプロセスについても、参考として記載**

# [参考 4]

# 【参考】 基本的な公的統計の作成プロセス

これまでの業務最適化等の流れから、公的統計作成における業務フローの標準化への整理は一定程度進んでいる



# 【参考5】標準マニュアルにおける統計作成プロセスについて（案）

1 企画	2 実査	3 審査・集計	5 保存・提供
① 基本的な企画 ※ ② 調査名・目的・対象範囲の設定 ※ ③ 標本設計（母集団、目標精度、抽出・層化方法の設定） ※ ④ 調査事項及び集計事項の設定 ※ ⑤ 調査票の設計 ※ ⑥ 全体スケジュールの設定 ※ ⑦ 調査方法及び調査系統の検討 ※ ⑧ 提供方法の設定 ※ ⑨ 調査票情報の保存における体制整備、保存期間の検討 ※ ⑩ 総務省への承認申請 ⑪ 府省令等の整備 ⑫ 実査・審査・集計・保存等に係る計画の作成 ----- ⑬ 管理的側面の検討・制約条件の明確化 ⑭ 実施体制 ⑮ 業務能力と教育・訓練 ⑯ 秘密保護、法令遵守に係る検討 ⑰ ドキュメントの保存、管理、保護	① 名簿整備 ② 調査対象の抽出 ③ 調査員の活動範囲の設定 [調査員調査の場合] ④ 調査員任命・教育 [調査員調査の場合] ⑤ システムやユーザーインターフェースの確認 [オンライン調査の場合] ⑥ 用品準備 ⑦ 協力依頼、広報 ----- ⑧ 調査票や関係書類の配布 ⑨ 調査票の収集、督促 ⑩ 調査員の活動状況の確認等 (コンプライアンスチェック等) ⑪ 調査票の収集結果に関する記録 ⑫ 問合せなどへの対応 ⑬ 調査票のチェック [調査員調査の場合] ⑭ 調査票のチェック [経由機関がある場合] ⑮ 災害発生時等の対応	① [集計機関における]調査票の受付 ② [集計機関における]調査票のチェック ③ データ入力 ④ 分類符号付け ⑤ 調査票の審査・修正（データエディティング） ⑥ 集計用データ作成、集計 ⑦ 集計結果の審査 ⑧ 結果表作成 ----- ④ 公表 ① 結果に係る解説作成・分析、加工（回収率、標準誤差の算定等） ② 公表資料の作成、報告書の刊行 ③ 政府統計共同利用システムへの登録 ④ 案内・問合せ対応	⑤ 保存・提供 ① 調査票情報整備（オンサイト利用の提供用データを含む） ② 調査票情報等の利用及び提供 ③ データの管理、安全性の確保 ----- ⑥ 評価 ① 点検・評価 ----- 業務の委託 ① 仕様書の作成 ② 委託先の選定 ③ 委託契約 ④ 実施状況の確認 ⑤ 納品チェック、成果物受領 ⑥ 報告書の受領

※は調査計画（及びその添付書類）に記載する事項。  
 調査計画については、総務省（基幹統計は統計委員会）の審査・承認を経る。

※ 統計ごとの「特性」も勘案しつつ、「管理（マネジメント）」部分の扱いを含め、整理・再構成の予定（附番については便宜的なもの）（椿）



# [参考6] 要求事項(案)の検討資料(具体例)

※実施機関：統計作成業務の委任・委託先となる地方支分部局、地方公共団体及び民間事業者をいう。

(参考)「標準マニュアル」の骨子案(各府省と調整中)		「統計作成プロセス診断」 要求事項(案)		(参考) 品質保証ガイドライン・ 事務マニュアル その他関連ガイドライン	(参考) 日本品質管理学会規格		
作成プロセス・ フローの区分	内容	「業務マニュアル」作成に 当たっての視点・留意事項	作成・整理・保管する ドキュメント・ 成果物	「診断」時のポイント等			
実査8 調査票や関係書類の配布	<ul style="list-style-type: none"> <li>配布方法(当初予定した方法で配布できない場合の配布方法を含む。)を定める</li> <li>配布状況の把握・管理方法を定める</li> <li>調査票や関係書類(記入の手引きなど)を配布する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査計画に基づき、配布方法を定める</li> <li>調査対象に配布する書類・用品に過不足が生じないように確認する</li> <li>調査票の配布状況を把握・管理する方法を定める。</li> <li>オンライン調査においてID、パスワードを配布する場合は、調査対象以外の者に詐取されないような措置をとる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査票・調査関係書類の配布方法・手順書</li> <li>調査票・調査関係書類の配布状況の把握・管理方法・手順書</li> <li>調査対象者名簿</li> </ul> <p>[調査員調査の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査員の手引き(説明要領、質疑応答要領)</li> <li>不在連絡票</li> </ul>	<p>◎:「必須」要求事項 ○:「推奨」要求事項 []:公的統計の品質要素</p> <p>◎統計作成府省は、調査計画に基づき、調査票・調査関係書類の配布方法(当初予定した方法で配布できない場合の方法を含む。)・手順(配布状況の把握・管理方法・手順を含む。)を定めなければならない。 【正確性】【効率性】</p> <p>&lt;実施機関を活用する場合の仕様書等記載事項の参考(活用しない場合、統計作成府省が自ら実施)&gt;</p> <p>◎実施機関は、必要に応じより詳細な実務書等を定めた上で、あらかじめ定められた方法・手順に従って、調査票や調査関係書類の配布を行うとともに、調査票の配布の年月日等の情報や配布状況の把握・管理結果を記録しなければならない。 【正確性】【効率性】</p> <p>◎統計作成府省は、あらかじめ定められた方法・手順に従って、調査票・調査関係書類の配布状況を実施機関からの報告等に基づいて把握・管理しなければならない。 【正確性】【効率性】</p>	<p>・特に調査方法(調査員・郵送・オンライン)や調査系統(地方支分部局・地方公共団体・民間事業者)が輻輳する場合、統合的な管理となっていること。</p> <p>・「実施機関からの報告等」には、統計作成府省による実施機関の(サンプル的な)実地調査が含まれ得る。</p>	<p>Ⅲ データ収集</p> <p>1 調査票収集業務の実施状況の把握</p> <p>調査票の収集に係る業務が計画どおり確実に実施されるよう、業務の確認手順を定め、その確認結果を記録しているか。</p> <p>Cf 事務マニュアル「チェック事項」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査票の収集に係る業務の実施状況について把握するため確認手順を定めているか。</li> <li>定められた確認手順に基づき、調査票の収集に係る業務が計画どおり実施されていることを確認し、その結果を記録しているか。</li> <li>調査票の収集に係る業務が計画どおり実施されていない場合、その業務担当者に適切な指示をだしているか。</li> </ul> <p>11 調査票の収集状況の記録</p> <p>調査票の配布・督促・収集の年月日、収集手段等の情報を適切に記録しているか。</p>	<p>6 データ収集</p> <p>6.3 実査によるデータ収集の実施</p> <p>6.5 データ収集プロセスのモニタリング</p> <p>(参考) 公的統計の総合的品質管理を目指して(建議)</p> <p>I. 2. (4) 民間事業者、地方公共団体等への適切な指示と履行確認(改善策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>…調査の特性に応じ、本府省による調査票情報を活用した履行状況の確認、監査等の措置により、適切な調査実施を確保する。</li> </ul>

各府省WGにおいて検討中の「標準マニュアル」(骨子案)

## 本TFのターゲット(審議対象)

※「◎」赤字部分が「必須」要求事項  
「○」黒字部分が「推奨」要求事項

今般の要求事項(案)作成の「参照元」情報(品質保証ガイドライン等)

# [参考7] 要求事項（案）に関するこれまでのTFにおける主な御意見等

## 要求事項（案）について、基本的なコンセプトを含め、おおむね適当とされたものの

- ◆ 要求事項を適用する範囲や対象、具体的な利用方法等を念頭において議論すべき
- ◆ 紛れが生じないように用語・定義の明確化を図るとともに、要求事項案の記述も分かりやすく工夫する必要があるのではないか
- ◆ 企画⑬～⑰（[参考5]参照）やシステムの整備などについては、（企画の一部ではなく、）「管理」など、調査プロセス全体のマネジメント事項として独立させた方がよいのではないか
- ◆ プロセス診断に当たっては、ISO20252の認証審査の際に使用されている「適合」「不適合」「観察事項」「不適用」「適用非該当」といった区分を使用して、診断結果を記録してはどうか
- ◆ 何か問題が生じた際の対応や記録・報告をどうするか、また、その対応に当たっては、原因を究明するとともに、前のプロセスに戻る仕組みという観点や（実施した結果や成果物の記録・報告に関しては、既存の取組や資料をいかしつつ）再現性を確保するという観点が重要ではないか
- ◆ 「ミスを防ぐ観点から作成すべき」という視点が重要と考える
- ◆ プロセス間の関係や各プロセスの目的、インプット・アウトプットをブレイクダウンして分かりやすく整理した上で要求事項を検討することで議論がより深まるのではないか
- ◆ 定めるべき基準・手順の例示として列挙されている内容について、それらがどのような観点から挙げられているか改めて確認すべきではないか  
など

▣ こうした御意見等を踏まえ、まずは統計作成プロセス診断の「試行」に向け、さらに要求事項の検討を進める予定

# V 現時点におけるアウトプットイメージ及び今後の審議予定

## <「基本方針」における具体的な審議の進め方（ポイント）>

- 「方針」については、ISO20252規格の認証スキームの要素等を参考としつつ、統計監理官の活動に関する指針も含め、検討 [参考8（今後の課題、論点の現時点の整理）、参考9]

## <第3回タスクフォース会合における整理（「基本方針」の内容に加え、今般の取組の趣旨・目的等）>

### 「総論」的な内容の記載について

第3回TF資料1（抜粋）

### <タスクフォースとしての対応>

- ◆ 以下のような要求事項の意義・目的、用途・活用方法や統計作成プロセスの全体像などについては、ご指摘も踏まえ、最終的に要求事項と一体として整理する「方針」の「趣旨・目的」、あるいは「対象」「範囲」等の中に明記

（内容については、「中間整理案」に基づく診断の試行結果を踏まえた上で、最終的に整理）

- 統計作成プロセス診断は、現状を客観的にチェックした上で、より良い改善の在り方を共に検討する（ポジティブな）取組
- 要求事項は、この各プロセス（工程）の現状を統計作成者自ら、また、統計作成プロセス診断時に第三者である統計監理官が確認する際の「統計の品質確保に向けた基本的な基準・手順・視点」であり、「改善の在り方を検討する際の端緒」
- 診断に当たっては、調査実施者の懸念・負担感の抑制の観点から、標準マニュアルに基づく「作成・整理・保管するドキュメント・成果物（→既存の資料の活用等各府省の負担にも留意した現実的なもの）」や「業務内容」等を具体的な確認資料・判断材料として活用

## 第1回部会においていただいたスケジュール感も踏まえ、今後、以下を目途に検討を進めてまいります

- ・ 令和3年6月～9月：「試行」に向けた方針 [参考10] 及び要求事項（第2R）の検討
- ・ ～令和3年9月：試行に向けた中間整理案を部会へご報告
- ・ 令和3年10月以降：「試行」の準備・実施。方針の検討及び要求事項の必要な修正
- ・ ～令和4年3月：令和4年度以降の本格実施に向け、試行結果も踏まえた方針及び要求事項の最終整理案を部会へご報告（→統計委員会として取りまとめ）

[参考8]

統計作成プロセス監査の「要求事項」・「方針」(今後の課題、論点の現時点の整理)

【ISOやJISなどの規格認証】

平行

【統計作成プロセスの第三者チェック(監査)】

製品の品質や安全性などに直接関わる「**認証(適合性評価)の基準**」(製品要求基準) [JISY20252など]

**要求事項(必要となるor望ましい基準・手順・視点)**

- 品質保証がドラインを中心に各種ガイドラインの内容をベースとし、体系的に再整理、あるいは修正・追加(「標準マニュアル」整備の取組とも連携)
- 各府省の現状も踏まえつつ、「重要性」に応じ「要求度合い」を区分(ex「必須」「推奨」)

**認証スキーム(MRSPC)**

認証機関と認証依頼者との合意による「**認証の仕方の基準**」(要求事項の追加を含む。)

- |              |                                 |
|--------------|---------------------------------|
| 1.適用範囲       | ②認証対象サービスの成果物の評価                |
| 2.関係文書       | ③評価方法                           |
| 3.用語と定義      | ④審査工数                           |
| 4.本認証制度の構成   | ⑤不適合の扱い                         |
| 5.認証範囲       | 11.認証に関する決定                     |
| 6.製品認証システム   | 12.審査員に対する要件                    |
| 7.認証の有効期間    | 13.認証マークの取り扱い                   |
| 8.サーベイランス    | 14.苦情に対する対応                     |
| 9.再認証        | 15.認証されたサービスのクライアント及び第三者からのアクセス |
| 10.評価        |                                 |
| ①サンプリング条件と評価 |                                 |

**方針(基準の適用(適合)の仕方・実施方法等)**

- **趣旨・目的:**  
要求事項に係る現状確認を通じ、利用者に信頼を与えるとともに、統計作成プロセスの水準の段階的な向上を図り、各府省の公的統計の品質確保・改善を支援
  - **対象:** 個々の統計単位(サービスプロセス+マネジメントシステム)
  - **範囲※**
  - **頻度・タイミング※**
  - **体制※:** 「統計監理官」中心(Cf認証機関)
  - **「統計監理官」の任命(Cf認定機関)、資質要件、育成等※**
  - **チェックの仕方(方法、結果の評価方法・取りまとめ・提示、決定手続etc)**  
各府省の自己チェックを前提
  - **結果の処置・フォローアップ※**
  - **結果の公表・範囲※** など
- ※については、試行実施の結果を踏まえつつ決定

認証機関の遂行能力に関する「**認定の基準**」  
[ISO/IEC17065(Guide 65)]



# [参考 9]

## 【参考】「公的統計の品質保証に関するガイドライン」等の概要（全体像）

### 【公的統計の品質保証に関するガイドライン「別紙 4 統計調査の実施過程の質評価事項」の概要】

- I 調査業務を適正かつ確実に遂行するための基本原則**  
 …… 1.組織と責任、2.調査の秘密保持・保管、3.記録に関する一般、など
- II 調査の企画管理**  
 …… 1.業務の委任・委託先への指示・説明、2.調査票の変更、など
- ※ **III データ収集**  
 …… 1.調査票収集業務の実施状況の把握、2.情報通信技術を用いた調査情報等の収集、など
- IV データの管理と処理**  
 …… 1.調査票（紙）又は調査票データの訂正、2.調査票データの正確性等の確保、など
- V 調査報告書**

- 【ガイドライン本文】
- 1 目的
  - 2 背景
  - 3 基本原則
  - 4 適用範囲
  - 5 実施方法等  
（別紙 4 として「統計調査の実施過程の質評価事項」）
  - 6 計画的な推進
  - 7 その他

### 【日本品質管理学会規格「公的統計調査のプロセス-指針と要求事項」の概要】

- 1. 適用範囲** ⇒公的統計調査（基幹統計調査・一般統計調査）
- 2. 引用規格** ⇒調査票情報等の管理及び漏えい等の対策に関するガイドライン、など
- 3. 用語と定義** ⇒ISO20252、ISO3534-4、JSQC-Std00-001、など
- ※ **4. マネジメントシステム** ⇒4.1 組織と責任、4.2 調査の秘密保持、4.3 記録に関する一般、など
- 5. 調査の企画管理** ⇒5.1 公的統計調査に関する指示・説明、5.2 標本抽出、など
- ※ **6. データ収集** ⇒6.1 一般、6.2 指導員・調査員の管理、募集・採用及び教育・訓練、など
- 7. データ管理と処理** ⇒7.1 一般、7.2 紙の調査票のデータ入力、など
- 8. 公的統計調査プロジェクトの報告**

- 【学会規格序文】
- ・ 必要性
  - ・ ISO20252
  - ・ 公的統計の特性
  - ・ 基本的な定義

※今般の個別の要求事項（案）の参照元

# 【参考10】統計作成プロセス診断の「試行」に向けた検討（座長案。6月以降具体の検討）

## 【実施前】

### 対象範囲、実施体制

- ・対象とする統計の選定（種別、対象数など）
- ・実施者等の選定 など

## 【実施】

### 事前準備

- ・調査計画を始めe-Stat掲載情報の確認
- ・業務マニュアルの入手、確認
- ・調査計画の履行状況や統計ごとの業務マニュアル及び同マニュアルに基づく成果物・ドキュメント（実施記録等）の整備状況などの各府省による自己チェック など

### 診断

- ・手順（＝業務マニュアル）の整備及び手順に基づく実施状況の把握・管理の現状等を成果物・ドキュメントや担当者ヒアリングの実施により確認 など

## 【実施後】

### 診断結果の整理

- ・上記確認により把握された現状を踏まえ、「推奨」要求事項も踏まえ、段階的な水準の向上に向けた助言、（継続的な）支援等の内容についても検討
- ・横展開可能なベストプラクティスの有無の検討 など

- ◆ 各府省・各統計の特性に応じた幅広い選定を意識（例：基幹・一般の別、世帯・企業等の対象別、規模別 等）
- ◆ 各府省の負担、効率的実施にも配慮（例：各府省1～2統計、点検・評価の実施時期等も勘案 等）
- ◆ T Fの有識者構成員を中心に試行を実施することが現実的ではないか

- ◆ 診断の効率化を図るため、診断側で事前に収集すべき情報の範囲等を検討する必要（例：業務マニュアル等）
- ◆ 診断実施に先立って、各府省による自己チェックのやり方を併せて検討する必要

- ◆ 業務マニュアルに基づく成果物・ドキュメントを具体的な確認資料・判断材料として活用することとするか（→既存の資料の活用等各府省の負担にも留意した現実的な対応）
- ◆ 各統計の特性に応じ、「不適用」「適用非該当」等となる要求事項を整理する必要があるか

- ◆ 診断者による判断の差異を防ぐ方策も必要か

## VI 今後のタスクフォース審議に向けて御意見を伺いたい事項

### <統計作成プロセス診断の「範囲」について>

- 第Ⅲ期基本計画において、統計の区分に応じたメリハリのある対応が求められているところ
- ⇒ 公的統計全体を視野に入れた上で、統計の区分に応じた診断頻度や作成方法に応じた診断時に確認する要求事項の範囲等を検討することも必要と考えられるが、「総合的対策」※も踏まえ、まずは基幹統計調査を対象の中心としていかなど、どのように整理を進めればよいか【用語（ex集計orデータ処理）や定義等の整理、あるいは、診断側の将来的な「体制」とも関連】  
（※「総合的対策」では、当面は、リスクの大きい事項や重要な統計を対象とすることとされている。）

### <統計作成プロセス診断の対象「単位」について>

- 個々の統計を単位として「診断」を実施することを想定して検討を進めているところ、課室横断的な「管理（マネジメントシステム）」に関する対応も求められる状況
- ⇒ 「管理（マネジメントシステム）」について、体制の確保・職員の育成などに関し、課室横断的な要求事項を加えることも考えられるところ、どのように整理を進めればよいか【要求事項の全体構成とも関連】

### <PDCAサイクルの確立に向けた取組の充実に向けて>

- 第Ⅲ期基本計画において、統計作成プロセス診断は、「PDCAサイクルの確立等」の一環とされており、この枠組みの中では、調査計画に主眼を置いた「点検・評価ガイドライン」に基づく取組が先行している状況
- ⇒ 統計作成プロセス診断も統計作成の実施状況をチェックする意味において、「点検・評価」の取組と軌を一にしており、各府省の事務負担も踏まえ、それぞれの取組の関係や整合性も含め、どのように整理を進めればよいか